

広報とんだばやし広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市広告事業実施要綱（平成29年富田林市要綱第27号、以下「実施要綱」という。）及び広報とんだばやし発行規程（昭和34年富田林市規程第1号）に基づいて、市が発行する広報とんだばやし（以下「広報」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 実施要綱第3条第1項各号に定めるもの
- (2) 市の公共性及び中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれのあるもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (6) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (7) 引換券又は割引券が広告の全部又は一部となっているもの

2 広報に掲載することができる業種及び事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 実施要綱第3条第2項各号に定めるもの
- (2) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

(広告の優先順位)

第3条 広報に掲載する広告の優先順位は、次の各号に掲げる順位とする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類する機関の広告
- (2) 公共性の高い企業等の広告
- (3) 市内の地域産業、商店街、市場等の連合体の広告
- (4) 市内の商店、事業所等の広告
- (5) その他前各号に該当しないもの

(広告の規格等)

第4条 広告を掲載する広報は、毎月初旬に発行する広報とし、当該広告の規格は次の表のとおりとする。

印刷色	4色カラー
大きさ	1件につき1枠（縦5cm、横19cm）

掲載位置	市が指定する頁の最下段
掲載数	1 頁につき 2 枠以内
	1 か月当たり 2 枠以上 7 枠以内

2 前項の規定に関わらず、広告の大きさ及び掲載数は市の都合により変更する場合がある。

3 広報の全部又は一部を市ウェブサイト等に転載する場合は、広告は削除するものとする。

(広告の取扱業者)

第 5 条 広報に掲載する広告の取りまとめは、市と広報への広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱業者」という。）が行う。

2 広告取扱業者の選定方法は、市長が別に定める。

(広告の募集等)

第 6 条 広報に掲載する広告は、第 2 条に規定する範囲に基づいて広告取扱業者が募集する。

2 広告の内容に関する一切の責任は、広告取扱業者が負うものとする。

(広告の作成等)

第 7 条 広告の版下は、広告取扱業者が作成し、市が指定する方法及び期日までに納品しなければならない。

2 版下の作成に係る一切の費用は、広告取扱業者の負担とする。

(広告の著作権)

第 8 条 広告の著作権は、広告取扱業者に帰属する。ただし、別途取り決めがある場合は、この限りでない。

(広告掲載料)

第 9 条 広告取扱業者が市に支払う広告掲載料は、市長が別に定める。

2 広告取扱業者は、毎月市が指定する納付書により、当該納付書発行日から起算して 30 日以内に広告掲載料を納入しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、広報に掲載する広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。